

総括表(その1)

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名	国土交通省
-------	-------

法人名	類型名(区分)	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
日本高速道路保有・債務返済機構	資産債務型(事業用)	高速道路の保有・貸付け、債務返済、道路管理者の権限の代行等					機構は、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)における道路関係四公団の民営化の方針を受け、平成17年10月1日に道路関係四公団民営化関係4法に基づき、6つの高速道路株式会社とともに設立されたものであり、民間にできることは民間に委ねるという観点から、旧道路公団が行っていた業務のうち、高速道路の保有、債務の返済、道路管理者の権限の代行等の業務に特化したところであるが、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条及び衆議院附帯決議(H16.4.23国土交通委員会)の趣旨を踏まえ、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる。	機構は、道路関係四公団の民営化の趣旨を踏まえ、高速道路会社の経営の自主性を阻害しない必要最小限の組織として設立されたものであるが、業務実態や社会経済情勢の変化に的確に対応するため、継続的に業務の実施状況の点検を行い、組織・体制の見直しを図る。
	資産債務型(事業用)	本州と四国を連絡する鉄道施設の管理等						

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-1)

法人名	日本高速道路保有・債務返済機構	府省名	国土交通省		
沿革	「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)における道路関係四公団の民営化の方針を受け、高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に道路関係四公団民営化関係4法に基づき、6つの高速道路株式会社とともに設立。				
役職員数(監事を除く。)及び職員数 (平成19年1月1日現在)		役員数			職員数(実員)
		法定数	常勤(実員)	非常勤(実員)	
		4人	4人	0人	85人
国からの財政支出額の推移 (17~20年度) (単位:百万円)	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(要求)
	一般会計	12,279	22	22	34
	特別会計	42,566	79,683	79,083	79,983
	計	54,845	79,705	79,105	80,017
	うち運営費交付金	0	0	0	0
	うち施設整備費等補助金	0	0	0	0
		54,845	79,705	79,105	80,017
支出予算額の推移(17~20年度) (単位:百万円)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(要求)
		2,784,019	4,819,990	5,379,115	5,175,581
利益剰余金(又は繰越欠損金の推移) (17・18年度)		平成17年度		平成18年度	
		51,778		436,153	
発生要因		収入から金利(財務費用)や減価償却費(道路資産貸付業務費)等の費用を差し引いた額が当期利益となるが、当期利益に相当する額は債務の返済に充てられるため、貸借対照表では当期利益に相当する額の負債が減り、債務償還時には、道路資産に見合う剰余金(資本剰余金と利益剰余金)が計上される仕組みとなっている。(参考資料1を参照)			
見直し案		上記の発生要因のとおり、利益剰余金は、45年での債務償還をする過程で決算処理上発生するもので、実際には債務の返済に充てられたものであることから、見直しの必要はない。			
運営費交付金債務残高(17・18年度) (単位:百万円)		平成17年度		平成18年度	
		-		-	
行政サービス実施コストの推移(17~20年度) (単位:百万円)		平成17年度	平成18年度	平成19年度(見込み)	平成20年度(見込み)
		5,132	285,622	227,831	219,686
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額(単位:百万円)		自己収入等は費用(業務費用及び機会費用)を上回り、行政サービス実施コストは負の値となっている。 なお、当機構は、高速道路会社からの道路貸付料等の収入により債務を返済する仕組みとなっており、今後も引き続き、着実に債務返済が進捗する見込みである。			

<p>中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）</p>	<p>中期目標期間は、平成17年10月1日から平成22年3月31日までとなっているところであり、平成18年度における主な達成状況は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none">・機構の有する有利子債務残高については、中期目標期間の期初時点における37.4兆円から期末時点で33.6兆円に減少させることとしているが、一般管理費や金利コストが計画を下回ったこと、債務引受額が計画を下回ったことなどから、平成18年度末時点における有利子債務残高を35.2兆円に減少させた（平成18年度計画35.5兆円）。・一般管理費については、中期目標期間の最終年度において、平成17年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額と比較して4%を上回る削減を行うこととしているが、平成18年度の一般管理費については、26.7%の低減が図られた。・人件費については、現中期目標期間において、概ね4%を削減することとしているが、平成18年度の人件費については、2.4%の削減を行った。 <p>この結果、国土交通省独立行政法人評価委員会より、法人の業務の実績について「中期計画の達成に向けた平成18年度の実施状況に係る総合評価は順調と考えられる。」との評価を受けている。</p>
---	---

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		関西業務部		
	所在地		大阪市中央区本町3-5-7		
	職員数		16		
	支部・事業所等で行う事務・事業名		阪神高速道路及び本州四国連絡高速道路に係る道路資産の保有、貸付け及び管理に関すること等		
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	0 (0)		
支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)		2,034 (71)			

・横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し
 <事務・事業関係>

該当類型		資産債務型(事業用)	資産債務型(事業用)	
事務・事業名		高速道路の保有・貸付け、債務返済、道路管理者の権限の代行等	本州と四国を連絡する鉄道施設の管理等	
事務・事業の概要		高速道路資産の保有・貸付け、承継債務等の返済及び道路管理者の権限の代行等	本州と四国を連絡する鉄道施設の管理及び当該施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務	
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	79,983百万円(900百万円)	34百万円(12百万円)	
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	5,174,126百万円(203,645百万円)	1,456百万円(111百万円)	
事務・事業に係る定員(19年度)		85人		
(1) 事務・事業 のゼロベース での見直し	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体のコスト、人員等)	高速道路の保有・貸付け、債務返済、道路管理者の権限の代行等を行う民間主体はない。	高速道路と鉄道が一体となっている共用施設の保有・管理に係る業務を行う民間主体はない。	
	廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	当機構の設立の目的は、高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することである。 約35兆円の債務返済は、独立行政法人である機構の有する高い信用力を背景に低廉な金利コストで資金調達ができること、固定資産税の非課税措置等から可能になるものであり、事業を廃止した場合には、約35兆円に上る有利子債務の確実な返済を図ること及び真に必要な道路を、早期に、できるだけ少ない国民負担で建設することという道路関係四公団民営化の目的が達成できなくなる。	道路と一体となっている共用施設の維持管理に重大な支障が生じ、当該施設の安全性が確保できない。	
	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要業務	主要業務	
	事業開始からの継続年数	1年11ヶ月	1年11ヶ月	
	これまでの見直し内容	-	-	
国の重点施策との整合性	「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)における道路関係四公団の民営化の方針及び政府・与党申し合わせ(平成15年12月22日)で定められた基本的枠組みに基づき設立されたものであり、整合している。	国鉄改革時に制定された日本国有鉄道清算事業団法(昭和61年法律第90号)において本四備讃線に係る鉄道施設については本州四国連絡橋公団が建設して旅客会社に利用させることが定められており、整合している。		

	<p>受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)</p>	<p>高速道路は、我が国の社会、経済、文化の発展のための基盤となる重要な社会資本であり、受益は広く国民全体に及ぶものである。一方、直接的な負担者は、貸付料を支払う高速道路株式会社であるが、貸付料については高速道路利用者が負担する通行料金収入を原資とするものである。</p>	<p>本四備讃線は、幹線鉄道網の一部として広域的な旅客・貨物輸送に供されており、受益は広く国民全体に及ぶものである。一方、直接的な負担者は利用料を支払うJRであるが、利用料については、旅客や荷主が支払う運賃収入等を原資とするものである。</p>	
	<p>財政支出への依存度 (国費/事業費)</p>	<p>(国費79,983百万円/事業費5,174,126百万円)</p>	<p>(国費34百万円/事業費1,456百万円)</p>	
	<p>これまでの指摘に対応する措置</p>	<p>別紙1に記載(該当なし)</p>	<p>別紙1に記載(該当なし)</p>	
	<p>諸外国における公的主体による実施状況</p>	<p>高速道路の保有、道路管理者の権限の行使等については、基本的に各国とも国の機関が実施している。 わが国と類似した、国等との契約に基づき会社が高速道路の建設、維持管理、料金徴収を行っている諸外国(フランス、イタリア)においても同様である。(参考資料2-1を参照)</p>	<p>上下型の道路鉄道併用橋は、世界に2例あるが、いずれも公的主体により一体で管理されている。(参考資料2-2を参照)</p>	
	<p>財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)</p>	<p>出資金を原資とした無利子貸付金制度により、金利負担を軽減し、45年以内での確実な債務返済を行いつつ、都市内高速道路を早期に整備することが可能となっている。(民営化前も同様の出資金は存在)</p>	<p>財政支出は、道路鉄道共用施設の維持管理費用のうち鉄道分にかかるものであり、当該財政支出により共用施設の適切な維持管理が可能となっている。</p>	
	<p>事務・事業が真に不可欠かどうかの評価</p>	<p>真に不可欠</p>	<p>真に不可欠</p>	
	<p>事務・事業の見直し案(具体的措置)</p>	<p>機構は、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)における道路関係四公団の民営化の方針を受け、平成17年10月1日に道路関係四公団民営化関係4法に基づき、6つの高速道路株式会社とともに設立されたものであり、民間にできることは民間に委ねるという観点から、旧道路公団が行っていた業務のうち、高速道路の保有、債務の返済、道路管理者の権限の代行等の業務に特化したところであるが、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条及び衆議院附帯決議(H16.4.23国土交通委員会)の趣旨を踏まえ、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる。</p>		
	<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>自己収入等は費用(業務費用及び機会費用)を上回り、行政サービス実施コストは負の値となっている。 なお、当機構は、高速道路会社からの道路貸付料等の収入により債務を返済する仕組みとなっており、今後も引き続き、着実に債務返済が進捗する見込みである。</p>		
	<p>理由</p>	<p>道路関係四公団民営化の目的の1つが、約40兆円(当時)にのぼる債務の確実な返済であり、その目的を遂行するため。</p>		

	民営化の可否		否	否		
	可	事業性の有無とその理由	-	-		
		民営化を前提とした規制の可能性・内容	-	-		
		民営化に向けた措置	-	-		
		民営化の時期	-	-		
(2) 事務・事業の 民営化の検討	否	民営化しない理由	<p>機構は、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)における道路関係四公団の民営化の方針を受け、平成17年10月1日に道路関係四公団民営化関係4法に基づき、6つの高速道路株式会社とともに設立された。</p> <p>民間にできることは民間に委ねるという観点から、公的主体である機構は、旧道路公団が行っていた業務のうち、高速道路の保有、債務の返済、道路管理者の権限の代行等の業務のみを行うこととされ、その他の業務については、民間企業である高速道路株式会社が行うこととされている。(日本高速道路保有・債務返済機構法第12条及び高速道路株式会社法第5条で法定)</p> <p>道路は極めて公共性が高く国民共有の財産であり、本来、無料で一般交通の用に供されるため、民間企業が道路を保有することは馴染まず、高速道路は民間企業ではなく機構が保有し、道路管理者の権限のうち公権力の行使に当たるものの代行を行い、債務完済後は国等の本来道路管理者に帰属させ無料化することとなっている。</p> <p>また、約35兆円の債務返済は、独立行政法人である機構の有する高い信用力を背景に低廉な金利コストで資金調達ができること、固定資産税の非課税措置等から可能になるものであり、高速道路会社等の民間企業が、約35兆円の債務を負い、45年以内に確実に返済することは困難であり、あらたな国民負担が発生するおそれがある。</p>	<p>本州四国連絡橋は道路と鉄道との共用施設となっており、極めて公共性が高く国民共有の財産であり、民間主体が保有することは馴染まない。</p> <p>なお、本州と四国を連絡する鉄道施設の管理については、本州四国連絡高速道路(株)が機構の委託に基づき行うこととされ、高速道路株式会社法第5条に法定されている。</p>		
(3) 官民競争入札 等の積極的な 適用	該当する対象事業		a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他		
	今後の 対応	官民競争入札等の実施の可否		否	否	
		可	入札種別(官民競争/民間競争)	-	-	
			入札実施予定時期	-	-	
			事業開始予定時期	-	-	
			契約期間	-	-	
否	導入しない理由	<p>「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)における道路関係四公団の民営化の方針を受け、民間にできることは民間に委ねるという観点から、公的主体である機構は、旧道路公団が行っていた業務のうち、高速道路の保有、債務の返済、道路管理者の権限の代行等の業務のみを行うこととされ、その他の高速道路の建設、維持管理、料金徴収等の業務については、民間企業である高速道路株式会社が行うこととされている。(日本高速道路保有・債務返済機構法第12条及び高速道路株式会社法第5条で法定)</p>	<p>高速道路株式会社法第5条において、本州四国連絡高速道路(株)が機構の委託に基づき本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行うことが法定されている。</p>			

(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	対象となる事務・事業の内容		高速道路資産の保有・貸付け及び承継債務等の返済等	本州と四国を連絡する鉄道施設の管理及び当該施設を有償で 鉄道事業者に利用させる業務	
	移管	移管の可否		否	否
		可	移管先	-	-
			内容	-	-
			理由	-	-
	否	移管しない理由		他の独立行政法人等において、道路資産の保有・貸付けや約35兆円の債務の確実な返済を効率的・効果的に実施をすることができる法人はない。	他の独立行政法人等において、高速道路と鉄道の共用施設の保有、管理を一体的に実施できる法人はない。
	一体的実施	一体的実施の可否		否	否
		可	一体的に実施する法人等	-	-
			内容	-	-
			理由	-	-
否	一体的実施を行わない理由		他の独立行政法人等において、道路資産の保有・貸付けや約35兆円の債務の返済に係る業務に類似の業務を行う法人はない。	他の独立行政法人等において、高速道路と鉄道の共用施設の保有、管理を一体的に実施する業務に類似の業務を行う法人はない。	

<組織関係>

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	平成17年10月1日の設立当初から非公務員
	理由	-
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	機構は、道路関係四公団の民営化の趣旨を踏まえ、高速道路会社の経営の自主性を阻害しない必要最小限の組織として設立されたものであるが、業務実態や社会経済情勢の変化に的確に対応するため、継続的に業務の実施状況の点検を行い、組織・体制の見直しを図る。
	理由	組織について、継続的に点検を行い、機動的に見直しを図ることにより、業務実態や社会経済情勢の変化に的確に対応し、高速道路資産の保有及び貸付け、債務の早期の確実な返済等の業務を適切に行う必要があるため。

2. 運営の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	給与水準、人件費の情報公開の状況		給与水準、人件費については、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日付け総務大臣から主務大臣あて通知、平成19年2月20日改訂)に基づき、機構のホームページで公表。		
		役職員の給与等の対国家公務員指数 (在職地域、学歴構成、在職地域・ 学歴構成によるラスバイレス指数)	対国家公務員指数 139.1 (在職地域 127.0、学歴構成 134.8、在職地域・学歴構成 124.2)		
		人件費総額の削減状況	平成18年度においては、平成17年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額(実績ベース)に比べ2.4%の削減		
	一般管理費、業務費等	現状(平成19年4月1日現在)	平成18年度実績 一般管理費 1,561百万円(H18決算額)		
		効率化目標の設定の 内容・設定時期	中期計画において、一般管理費(退職手当を除く人件費を含む。)については、中期目標期間の最終年度(平成21年度)において、平成17年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額と比較して4%を上回る削減を行うこととしている。		
	民間委託による経費節減の取組内容		給与計算事務の委託、繁忙期における人材派遣等を活用することにより経費節減を図っている。		
	情報通信技術による業務運営の効率化の状況		社内LANの整備・活用、財務会計システム、借入金管理システム等のシステム構築・活用による業務運営の効率性の向上を図っている。		
(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	情報公開の現状		競争入札に係る情報については落札者決定後速やかに、随意契約に係る情報については相手方決定後速やかに、契約の名称、契約職等の氏名及びその所属する組織等の所在地、契約締結日、契約の相手方の氏名及び住所、入札方式の種別(随意契約の場合は随意契約によることとした理由)、予定価格、契約金額及び落札率とともに(再就職の役員の数は該当がないため除外)、入札(見積)状況調書を、閲覧及びホームページへの掲載により公表している。また、契約締結後速やかに予定価格の積算内訳についても閲覧により公表(工事・コンサル)している。		
	見直しの方向		「公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2071号)」に準拠して実施済みである。		
	関連法人	名称	なし	なし	合計
		契約額	なし	なし	なし
		うち随意契約額(%)	なし	なし	なし
		当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)	なし	なし	なし
	関連法人以外の契約締結先	名称	別紙のとおり		合計
		契約額			9,727,702(千円)
うち随意契約額(%)		62%			
当該法人への再就職者(随契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)		なし			
(3) 随意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて(依頼)」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡)に記載				
(4) 保有資産の見直し	別紙3に記載				

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標 の明確化	現状	承継債務及び会社から引き受けた債務の残高、HPアクセス件数、一般管理費、人件費について数値目標を設定し、中期計画の明確化を図っている。
	今後の取組方針	業務の実施状況を踏まえ、中期計画の明確化を図るべく、必要に応じて見直しを図る。
(2) 国民による 意見の活用	現状	機構の概要に加え、業務実績報告書、業務実績評価調書、業務全体についての自己評価等の機構の業務運営に関する情報をホームページ等で積極的に公表するとともに、ホームページからの問い合わせ等ができるようにしている。 また、学識経験者等からなる「高架下利用等審議会」、「水底トンネル等における危険物積載車両の通行の禁止又は制限に関する審議会」、「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」を設置し、業務運営の適正化、透明性・客観性の確保を図っている。
	今後の取組方針	国民から得られた意見については、業務運営への反映に努めるとともに、引き続き審議会・委員会を活用していく。
(3) 業務運営 の体制整備	現状（内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況）	業務の信頼性及び効率性の確保、法令等の遵守の徹底等を図るため、平成18年10月17日に「日本高速道路保有・債務返済機構内部統制に関する規程」（平成18年規程第13号）を制定し、「内部統制委員会」及び「通報窓口」を設置。
	今後の取組方針	内部統制委員会の更なる活用等による内部統制機能の強化を図るとともに、役職員の法令遵守等の意識向上のための講習会を実施する。
(4) 管理会計を 活用 した運営の 自立化・効率 化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	債務返済計画を踏まえた適切な債務の残高の管理や業務運営に関する透明性の確保をするため、債務返済計画の策定単位（全国路線網、地域路線網又は一の路線）ごとの債務返済状況（債務返済計画と実績の対比）、損益計算書・貸借対照表及び収支状況等を把握し、公表している。
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	路線別の料金収入、管理費を整理することにより、営業収支の状況について把握するとともに、決算と併せて公表し、高速道路事業の透明性の確保を図っている。
	今後の取組方針	引き続き、予算管理及び債務返済計画の策定単位や路線別の収支状況等の把握・公表を継続して行うことにより、効率的な業務運営を行うとともに、債務返済計画を踏まえた適切な債務の残高の管理や業務運営に関する透明性の確保をしていく。

(5) 自己収入の 増大等による 財源措置	自己収入の内容(平成18年度実績)		財源	金額	
		共同研究資金	件数		0百万円
		利用料	道路資産貸付料1,971,233百万円、占用料・連結料等3,916百万円、鉄道施設利用料1,022百万円		1,976,170百万円
		寄付金	件数		0百万円
		知的財産権	件数	種類	0百万円
		その他	地方公共団体出資金53,017百万円、債券及び借入金等2,712,488百万円等		2,807,152百万円
		計			4,783,322百万円
見直し案		-			
(6) 情報公開の取組状況	最近改善した例	<p>独立行政法人等情報公開法及び独立行政法人通則法において公表を義務付けられている情報に加え、財務諸表等の公表に合わせて、債務返済計画の策定単位ごとの債務返済状況(債務返済計画と実績の対比)、路線別も含めた高速道路の収支状況、建設・維持・管理の状況等を内容とする高速道路事業関連情報について記者発表するとともに、ホームページに掲載するなどして公開。</p> <p>高速道路事業関連情報の開示にあたり、会社の協力により提供を受けた会社情報を総括し、高速道路関連の情報を6社分、一覧形式で分かりやすく提示した。</p> <p>これまでホームページ等で開示してきた情報を一冊にまとめた「高速道路機構ファクトブック(平成18年度版)」を発行。</p>			
	今後改善を予定している点	<p>国民の理解と支持を得ていくため、わかりやすさへの配慮もしながら、ホームページのリニューアル、ファクトブックの内容の充実など、更なる情報公開の取り組みを行う。</p>			
その他		-			

< 関連法人以外の契約締結先 >

(別紙)

法人名	契約額 (千円)	うち随契割合 (%)	随契・国交省所管 公益法人の場合(人)
社団法人国際建設技術協会	23,048	100%	0
株式会社三菱総合研究所	14,396	100%	-
㈱社会システム研究所	44,625	100%	-
住友不動産㈱	174,856	100%	-
東京都個人タクシー(同)	6,235	100%	-
日個連東京都営業(同)	1,981	100%	-
㈱インターネットイニシアティブ	16,660	100%	-
キャノンマーケティングジャパン㈱	5,572	100%	-
日本通運㈱	1,873	100%	-
全国官報販売協同組合	6,209	100%	-
㈱QUICK	1,714	100%	-
トムソンコーポレーション㈱	1,134	100%	-
(財)日本システム開発研究所	22,890	100%	-
パソナ㈱	20,717	100%	-
日本交通㈱	14,813	100%	-
監査法人トーマツ	34,129	100%	-
清和総合建物㈱	23,610	100%	-
星光ビル管理㈱	1,269	100%	-
タイガー計算器㈱	1,440	100%	-
相手方が個人のため非公開	1,284	100%	-
㈱ヒューマントラスト	2,528	100%	-
富士ゼロックス㈱	1,021	100%	-
富士通㈱	9,366	100%	-
(社)茨城県公共嘱託登記司法書士協会	15,408	100%	-
(社)岩手県公共嘱託登記司法書士協会	17,093	100%	-
(社)宮城県公共嘱託登記司法書士協会	14,029	100%	-
(社)群馬県公共嘱託登記司法書士協会	13,431	100%	-
(社)埼玉県公共嘱託登記司法書士協会	17,546	100%	-
(社)山形県公共嘱託登記司法書士協会	5,352	100%	-
(社)秋田県公共嘱託登記司法書士協会	5,284	100%	-
(社)青森県公共嘱託登記司法書士協会	5,136	100%	-
(社)千葉県公共嘱託登記司法書士協会	17,654	100%	-
(社)東京都公共嘱託登記司法書士協会	8,501	100%	-
(社)栃木県公共嘱託登記司法書士協会	12,624	100%	-
(社)福島県公共嘱託登記司法書士協会	28,425	100%	-
(社)札幌公共嘱託登記司法書士協会	17,445	100%	-
(社)兵庫県公共嘱託登記司法書士協会	9,416	100%	-
大興電子通信株式会社	1,664	100%	-
(社)函館公共嘱託登記土地家屋調査士協会	2,173	100%	-
(社)宮城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	2,712	100%	-
(社)愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	4,909	100%	-
(社)三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	7,128	100%	-
(社)和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	3,846	100%	-
(社)福岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	15,547	100%	-
(社)兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	4,902	100%	-
みずほ情報総研㈱	12,747	100%	-
(社)大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	1,906	100%	-
非公表			-
非公表	16,115	100%	-
非公表			-
引受シンジケート団(政府保証債券引受並びに募集取扱契約に係る団体)	5,163,375	100%	-
(株)みずほコーポレート銀行	220,500	100%	-
(財)日本不動産研究所	9,450	0%	-
㈱谷澤総合鑑定所	1,260	0%	-
野崎印刷紙器㈱	1,649	0%	-
㈱グッドウィル	1,298	0%	-
㈱第一文真堂	13,794	0%	-
㈱三井住友銀行	30,387	0%	-
ゴールドマン・サックス証券㈱・大和証券エスエムビ-シー㈱	388,500	0%	-
ゴールドマン・サックス証券㈱・日興ティグループ㈱	401,625	0%	-
ゴールドマン・サックス証券㈱・みずほ証券㈱	273,000	0%	-
ゴールドマン・サックス証券㈱・三菱UFJ証券㈱	99,750	0%	-

注1

法人名	契約額 (千円)	うち随契割合 (%)	随契・国交省所管 公益法人の場合(人)
大和証券イスエムピーシー(株)・日興シティグループ証券(株)	144,375	0%	-
大和証券イスエムピーシー(株)・野村証券(株)	194,250	0%	-
みずほ証券(株)・日興シティグループ証券(株)	220,500	0%	-
三菱UFJ証券(株)・みずほ証券(株)	141,750	0%	-
モルガンスタンレー証券(株)	273,000	0%	-
大和証券エスエムピーシー(株)外	891,188	0%	-
日興シティグループ証券(株)外	157,500	0%	-
みずほ証券(株)外	249,375	0%	-
三菱UFJ証券(株)外	158,813	0%	-
合計	9,727,702	62%	0

随意契約を締結している公益法人であって、国土交通省所管の公益法人である場合は、公益法人の役員として在職している人数を記載する。

- 注1) 機構における「入札及び契約の結果等の公表に関する運用指針」において、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条の各号に掲げる不開示情報については非公表とすることとしており、情報公表することにより相手方に不利益を与える恐れがある3件分については、法人名は非公表とし、契約額は3件の合計額を記載した。
- 注2) 表内の並び順は随意契約のうち、コンサル契約、物品製造等、債券発行ごとに契約締結日順、その後、競争入札契約案件で、コンサル契約、物品製造等、債券発行ごとの契約締結日順に記載した。

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	日本高速道路保有・債務返済機構		府省名	国土交通省
資産との関連を有する事務・事業の名称	高速道路の保有・貸付け、債務返済、道路管理者の権限の代行等 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理等			
資産との関連を有する事務・事業の内容	高速道路資産の保有・貸付け、承継債務等の返済及び道路管理者の権限の代行等 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理及び当該施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務			
国からの財政支出額	79,983,000	支出予算額	5,175,581,000	
対19年度当初予算増減額	900	対19年度当初予算増減額	203,534,000	
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	<p>高速道路資産の保有・貸付け、承継債務等の返済及び道路管理者の権限の代行等の事務・事業に係る金融資産は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務返済等の支出に充てるため保有する「B:現金及び預金」 ・機構と高速道路会社の協定により翌月の支払いとしている平成18年3月分の道路資産貸付料等の「E:売掛金」 ・日本高速道路保有・債務返済機構法第12条に法定された、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)の道路の新設若しくは改築に要する費用の一部に充てるべきものとして機構が国及び地方公共団体から出資金を受け入れ、会社に対して無利子貸付を行った無利子貸付金及び国から無利子借入した社会資本整備事業資金に係る開発(C)事業等を行う開発者への無利子貸付金である「貸付金」(D:受取手形(短期貸付金)及びN:長期貸付金) ・国へ引き継いだ(旧)一般有料道路に係る割賦金等である「割賦債権」(E:売掛金の一部及びN:出資金(長期割賦債権))である <p>本州と四国を連絡する鉄道施設の管理等の事務事業に係る金融資産は、日本高速道路保有・債務返済機構法に関する省令第10条に基づく鉄道施設管理引当金の運用等に係る「B:現金及び預金」及び「F:投資有価証券」である。</p> <p>以上の金融資産は全て、当機構の業務上必要不可欠なものである。</p>			

府省名：国土交通省		独立行政法人名：独)日本高速道路保有・債務返済機構					
No.	施設名等	区分	所在地	合同形態 各高速道路 会社に貸付	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
2	苫小牧管理事務所棟	3	北海道苫小牧市字錦岡459-8	-	1	-	839.82
3	札幌管理事務所棟	3	北海道北広島市大曲並木1-1-1	-	1	-	925.75
4	岩見沢管理事務所棟	3	北海道岩見沢市駒園8-8-1	-	1	-	792.72
5	旭川管理事務所棟	3	北海道旭川市字近文7線南1-5766-4	-	1	-	1,309.78
6	帯広工事事務所棟	3	北海道河東郡音更町字音更西2-7-3	-	1	-	1,246.65
7	青森管理事務所棟	3	青森県青森市大字岩渡字熊沢250-259	-	1	-	958.32
8	十和田管理事務所棟	3	秋田県鹿角市十和田錦木字赤沢田19	-	1	-	991.08
9	盛岡管理事務所棟	3	岩手県盛岡市羽場11地割66	-	1	-	840.00
10	北上管理事務所棟	3	岩手県北上市北鬼柳16-73-2	-	1	-	799.11
11	古川管理事務所棟	3	宮城県大崎市新田字宝稔48	-	1	-	956.29
12	仙台管理事務所棟	3	宮城県仙台市青葉区郷六字庄子40	-	1	-	1,123.58
13	福島管理事務所棟	3	福島県福島市飯坂町平野字前原11	-	1	-	1,305.41
14	郡山管理事務所棟	3	福島県郡山市喜久田町字下尾池1	-	1	-	854.67
15	八戸管理事務所棟	3	青森県八戸市北白山台5-5-1	-	1	-	800.51
16	横手管理事務所棟	3	秋田県横手市新藤柳田字大谷地26-11	-	1	-	428.28
17	秋田管理事務所棟	3	秋田県秋田市上北手古野字大繫沢30-2	-	1	-	948.79
18	山形管理事務所棟	3	山形県山形市千石91	-	1	-	1,139.47
19	いわき管理事務所棟	3	福島県いわき市好間町北好間字丸田17-1	-	1	-	679.23
20	会津若松管理事務所棟	3	福島県会津若松市町北町大字始字屋敷66	-	1	-	897.81
21	鶴岡工事事務所棟	3	山形県鶴岡市小淀川字谷地田90	-	1	-	939.09
22	湯沢管理事務所棟	3	新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立1159	-	1	-	1,421.50
23	新潟管理事務所棟	3	新潟県新潟市江南区大字亀田早通字柳田3233	-	1	-	793.83
24	長岡管理事務所棟	3	新潟県長岡市上除町野田80	-	1	-	1,102.66
25	上越管理事務所棟	3	新潟県上越市大字富岡字引田1717-1	-	1	-	1,036.18
26	京浜管理事務所棟	3	神奈川県横浜市都筑区川向町1047	-	1	-	894.00
27	那須管理事務所棟	3	栃木県那須郡那須町高久甲4156-4	-	1	-	865.29
28	宇都宮管理事務所棟	3	栃木県鹿沼市茂呂24-2	-	1	-	1,229.40
29	加須管理事務所棟	3	埼玉県加須市大字北篠崎90	-	1	-	1,901.55
30	三郷管理事務所棟	3	埼玉県三郷市番匠免2-101-1	-	1	-	944.85
31	千葉管理事務所棟 1	3	千葉県千葉市稲毛区長沼原町177	-	1	-	1,400.00
32	千葉管理事務所棟 2	3	千葉県千葉市稲毛区長沼原町177	-	1	-	361.00
33	市原管理事務所棟	3	千葉県市原市村上815	-	1	-	1,142.85
34	東京湾アクアライン管理事務所棟	3	千葉県木更津市中島2533	-	1	-	937.24
35	谷和原管理事務所棟	3	茨城県つくばみらい市筒戸1606	-	1	-	1,026.00
36	水戸管理事務所棟	3	茨城県水戸市加倉井町2206	-	1	-	1,353.70
37	所沢管理事務所棟 1	3	埼玉県所沢市大字坂之下761-1	-	1	-	978.49
38	所沢管理事務所棟 2	3	埼玉県所沢市大字坂之下761-1	-	1	-	374.29
39	高崎管理事務所棟	3	群馬県高崎市島野町字新明831	-	1	-	1,132.32
40	佐久管理事務所棟	3	長野県佐久市岩村田116	-	1	-	918.66
41	長野管理事務所棟	3	長野県長野市松代町東寺尾字村北1195-2	-	1	-	1,127.40
42	豊川保全・サービスセンター棟	3	愛知県豊川市麻生田町茶木畑101	-	1	-	1,322.34
43	名古屋保全・サービスセンター棟	3	愛知県名古屋市中区東区姫若町57	-	1	-	782.82
44	飯田保全・サービスセンター棟	3	長野県飯田市北方856-1	-	1	-	1,272.37
45	多治見保全・サービスセンター棟	3	岐阜県多治見市光ヶ丘5-28	-	1	-	830.27
46	羽島保全・サービスセンター棟	3	岐阜県羽島市江吉良町字鍵田2578-1	-	1	-	1,327.14
47	彦根保全・サービスセンター棟	3	滋賀県彦根市原町714-1	-	1	-	1,055.80
48	岐阜保全・サービスセンター棟	3	岐阜県各務原市大野町1-222	-	1	-	936.40
49	高山保全・サービスセンター棟	3	岐阜県高山市清見町夏厩318	-	1	-	840.84
50	桑名保全・サービスセンター棟	3	三重県桑名市大字蓮花寺字鍋谷608-2	-	1	-	893.74
51	久居保全・サービスセンター棟	3	三重県津市明神町字風早2670-2	-	1	-	835.31
52	富山保全・サービスセンター棟	3	富山県富山市黒崎439	-	1	-	990.70
53	福井保全・サービスセンター棟	3	福井県福井市稲津町第16-7	-	1	-	944.60

府省名：国土交通省		独立行政法人名：独)日本高速道路保有・債務返済機構					
No.	施設名等	区分	所在地	合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
				各高速道路 会社に貸付			
54	敦賀保全・サービスセンター棟	3	福井県敦賀市井川17号宇稻荷敷8-1	-	1	-	746.80
55	横浜保全・サービスセンター棟	3	神奈川県横浜市緑区長津田町5509	-	1	-	813.97
56	御殿場保全・サービスセンター棟	3	静岡県御殿場市東田中1140	-	1	-	1,097.59
57	富士保全・サービスセンター棟	3	静岡県富士市伝法272-8	-	1	-	613.21
58	静岡保全・サービスセンター棟	3	静岡県静岡市駿河区中島235-1	-	1	-	1,036.70
59	袋井保全・サービスセンター棟	3	静岡県袋井市山科3588-1	-	1	-	886.13
60	小田原保全・サービスセンター棟	3	神奈川県小田原市飯泉352	-	1	-	852.00
61	八王子保全・サービスセンター棟	3	東京都八王子市宇津木町287-1	-	1	-	1,012.01
62	大月保全・サービスセンター棟	3	山梨県大月市大月町花咲223	-	1	-	801.77
63	甲府保全・サービスセンター棟	3	山梨県中巨摩郡昭和町西条2858	-	1	-	987.74
64	松本保全・サービスセンター棟	3	長野県松本市大字島立1347	-	1	-	1,112.36
65	南大阪高速道路事務所棟	3	大阪府藤井寺市小山9-3-1	-	1	-	1,667.32
66	福知山高速道路事務所棟	3	京都府福知山市長田野町3-5-1	-	1	-	913.56
67	姫路高速道路事務所棟	3	兵庫県姫路市相野941-103	-	1	-	1,003.01
68	栗東管理事務所棟	3	滋賀県栗東市小野758	-	1	-	1,025.25
69	茨木管理事務所棟	3	大阪府茨木市上穂積4-10-1	-	1	-	1,155.99
70	吹田管理事務所棟	3	大阪府茨木市大字小坪井527-12	-	1	-	932.50
71	和歌山管理事務所棟	3	和歌山県和歌山市栗栖字中須1038-2	-	1	-	1,003.50
72	神戸管理事務所棟	3	兵庫県西宮市山口町下山口145	-	1	-	1,111.36
73	福崎管理事務所棟	3	兵庫県神崎郡福崎町大字西田原字西水田2023	-	1	-	1,059.72
74	京都丹波道路管理事務所棟	3	京都府亀岡市篠町篠上長尾15	-	1	-	411.84
75	第二神明道路管理事務所棟	3	兵庫県神戸市垂水区名谷町字前田953	-	1	-	845.17
76	広島高速道路事務所棟	3	広島県広島市安佐南区川内2-8-1	-	1	-	810.00
77	山口高速道路事務所棟	3	山口県山口市小郡上郷字二又川東1221	-	1	-	1,237.24
78	松江高速道路事務所棟	3	島根県松江市浜乃木8-2-31	-	1	-	916.84
79	津山管理事務所棟	3	岡山県津山市河辺796	-	1	-	1,101.06
80	三次管理事務所棟	3	広島県三次市西酒屋町216	-	1	-	773.79
81	千代田管理事務所棟	3	広島県山県郡北広島町有田字明神1177	-	1	-	984.21
82	岡山管理事務所棟	3	岡山県岡山市富原字円蔵2587-5	-	1	-	1,244.00
83	福山東管理事務所棟	3	広島県福山市蔵王町5-24-1	-	1	-	755.92
84	徳山管理事務所棟	3	山口県周南市大字久米字東秋本2803-1	-	1	-	1,037.82
85	米子管理事務所棟	3	鳥取県米子市赤井962-2	-	1	-	1,126.66
86	浜田管理事務所棟	3	島根県浜田市高佐町3461-2	-	1	-	803.91
87	徳島管理事務所棟	3	徳島県徳島市応神町古川宮ノ前39-1	-	1	-	810.00
88	松山管理事務所棟	3	愛媛県松山市井門町804	-	1	-	834.00
89	香川管理事務所棟	3	香川県善通寺市金蔵寺町480	-	1	-	784.75
90	高知管理事務所棟	3	高知県南国市領石924-34	-	1	-	726.75
91	北九州高速道路事務所棟	3	福岡県北九州市八幡西区金剛403-1	-	1	-	1,117.03
92	熊本高速道路事務所棟	3	熊本県鹿本郡植木町亀甲202	-	1	-	999.56
93	佐賀高速道路事務所棟	3	佐賀県佐賀市大和町大字久池井2630	-	1	-	820.06
94	延岡高速道路事務所棟	3	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草字堂ヶ内53-10	-	1	-	457.39
95	下関管理事務所棟	3	山口県下関市棕野2-4-1	-	1	-	1,335.16
96	久留米管理事務所棟	3	福岡県久留米市東合川5-11-57	-	1	-	1,326.58
97	八代管理事務所棟	3	熊本県八代市川田町西字久木原691	-	1	-	1,329.82
98	鹿児島管理事務所棟	3	鹿児島県始良郡加治木町反土1466	-	1	-	1,543.45
99	都城管理事務所棟	3	宮崎県都城市高木町5166-11	-	1	-	941.05
100	長崎管理事務所棟	3	長崎県諫早市貝津町1008	-	1	-	820.06
101	大分管理事務所棟	3	大分県大分市大字金谷迫字塚田1438	-	1	-	678.16
102	沖縄管理事務所棟	3	沖縄県浦添市西原4丁目41-1	-	1	-	1,272.10
103	西東京管理局棟	1	東京都千代田区平河町2丁目16-3	-	1	-	1,205.86
104	東東京管理局棟	1	東京都中央区日本橋箱崎町43-5	-	1	-	1,241.19
105	第一保全工事グループ棟	1	東京都中央区銀座8丁目21-12	-	1	-	505.70
106	第三保全工事グループ及び木場施設管制グループ棟	2	東京都江東区木場6丁目1-1	-	1	-	2,021.42
107	三宅坂施設管制グループ棟	1	東京都千代田区永田町1丁目8-2	-	1	-	1,130.60

府省名：国土交通省		独立行政法人名：独)日本高速道路保有・債務返済機構					
No.	施設名等	区分	所在地	合同形態 各高速道路 会社に貸付	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
109	大阪管理部棟	3	大阪府大阪市港区石田3丁目1-25	-	1	-	2,023.27
110	湾岸管理所棟	3	大阪府大阪市港区港晴2丁目11-12	-	1	-	789.038
111	神戸管理部棟	3	兵庫県神戸市中央区新港町16-1	-	1	-	999.99
112	神戸管理センター棟	3	兵庫県神戸市垂水区名谷町549	-	1	-	1,533.41
113	鳴門管理センター棟	3	徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛18	-	1	-	935.00
114	岡山管理センター棟	3	岡山県都窪郡早島町大字早島2985	-	1	-	1,154.68
115	坂出管理センター棟	3	香川県坂出市川津町下川津4388-1	-	1	-	1,682.89
116	しまなみ尾道管理センター棟	3	広島県尾道市向島町6904	-	1	-	913.20
117	しまなみ今治管理センター棟	3	愛媛県今治市山路751-2	-	1	-	881.00
118	その他の建物(休憩施設内のトイレ、 鉄道機器室等)	-	-	-	1	-	-
119	土地(高速道路敷地等)	-	-	-	1	422百万	-
120	構築物(土工・トンネル・橋梁等)	-	-	-	1	-	-

No.	延面積 (㎡)	建築年次 (新)	建築年次 (古)	経年 2006年まで (新)	経年 (古)	耐用年数	階層	法 規 制			利用率
								用途地域	建ぺい率	容積率	
1	1,628.07	1991	-	15	-	50	2F	市街化調整区域	60	200	-
2	1,624.54	1980	-	26	-	50	2F	市街化調整区域	60	100	-
3	1,842.34	2000	-	6	-	50	2F	準工業地域	60	200	-
4	1,593.26	1983	-	23	-	50	2F	準工業地域	60	200	-
5	1,842.19	1990	-	16	-	50	2F	市街化調整区域	60	200	-
6	2,133.45	1995	-	11	-	50	2F	市街化調整区域	50	80	-
7	1,922.84	1979	-	27	-	50	2F	市街化調整区域	50	80	-
8	1,986.70	1979	-	27	-	50	2F	非線引区域	70	200	-
9	2,852.11	1977	-	29	-	50	4F	市街化調整区域	70	200	-
10	1,550.87	1977	-	29	-	50	2F	非線引区域	70	200	-
11	1,814.47	1976	-	30	-	50	2F	非線引区域	70	200	-
12	3,154.43	1974	-	32	-	50	3F	第二種住居地域	60	200	-
13	2,712.70	1974	-	32	-	50	2F	準工業地域	60	200	-
14	1,632.00	1973	-	33	-	50	2F	準工業地域	60	200	-
15	1,593.81	1986	-	20	-	50	2F	第一種住居地域	60	200	-
16	808.31	2002	-	4	-	50	2F	非線引区域	70	200	-
17	1,868.90	1991	-	15	-	50	2F	市街化調整区域	70	200	-
18	2,199.99	1989	-	17	-	50	2F	市街化調整区域	70	200	-
19	1,349.18	1995	-	11	-	50	2F	市街化調整区域	60	200	-
20	1,885.55	1994	-	12	-	50	2F	市街化調整区域	60	200	-
21	1,777.45	1997	-	9	-	50	2F	準工業地域	60	200	-
22	2,598.57	1984	-	22	-	50	2F	非線引区域	70	200	-
23	2,373.83	1994	-	12	-	50	3F	市街化調整区域	60	200	-
24	2,158.64	1978	-	28	-	50	2F	市街化調整区域	70	200	-
25	1,991.14	1983	-	23	-	50	2F	市街化調整区域	70	200	-
26	2,570.91	1990	-	16	-	50	3F	工業地域	60	200	-
27	1,701.33	1974	-	32	-	50	2F	非線引区域	60	200	-
28	2,994.34	1972	-	34	-	50	2F	工業専用地域	60	200	-
29	1,695.18	1972	-	34	-	50	1F	市街化調整区域	60	200	-
30	1,862.18	1992	-	14	-	38	2F	市街化調整区域	60	200	-
31	4,130.37	1971	-	35	-	50	3F	市街化調整区域	60	200	-
32	727.40	1986	-	20	-	50	2F	市街化調整区域	60	200	-
33	2,265.84	1995	-	11	-	50	2F	市街化調整区域	60	100	-
34	1,826.71	1997	-	9	-	38	2F	市街化調整区域	60	200	-
35	2,043.56	1980	-	26	-	50	2F	市街化調整区域	60	200	-
36	2,669.06	1983	-	23	-	50	2F	市街化調整区域	60	200	-
37	1,866.84	1971	-	35	-	50	2F	市街化調整区域	60	200	-
38	736.26	1975	-	31	-	50	2F	市街化調整区域	60	200	-
39	3,339.85	1979	-	27	-	50	3F	市街化調整区域	70	200	-
40	2,056.40	1992	-	14	-	50	2F	準工業地域	60	200	-
41	2,218.10	1992	-	14	-	50	2F	市街化調整区域	60	200	-
42	1,313.34	1968	-	38	-	50	1F	市街化調整区域	60	200	-
43	3,011.59	1992	-	14	-	50	5F	準工業地域	60	300	-
44	2,359.25	1975	-	31	-	50	2F	準工業地域	60	200	-
45	1,734.79	1972	-	34	-	50	2F	準工業地域	60	200	-
46	1,313.30	1988	-	18	-	50	1F	市街化調整区域	60	200	-
47	2,009.08	1979	-	27	-	50	2F	準住居地域	60	200	-
48	1,853.00	1985	-	21	-	50	2F	工業地域	60	200	-
49	1,666.09	2000	-	6	-	50	2F	都計区域外	-	-	-
50	1,650.00	1975	-	31	-	50	2F	市街化調整区域	60	200	-
51	1,625.12	1975	-	31	-	50	2F	市街化調整区域	60	200	-
52	1,981.54	1975	-	31	-	50	2F	準工業地域	60	200	-
53	1,889.31	1975	-	31	-	50	2F	市街化調整区域	60	200	-

No.	延面積 (㎡)	建築年次 (新)	建築年次 (古)	経年 2006年まで (新)	経年 (古)	耐用年数	階層	法 規 制			利用率
								用途地域	建ぺい率	容積率	
54	1,493.68	1977	-	29	-	50	2F	非線引区域	60	200	-
55	2,362.50	1997	-	9	-	50	3F	市街化調整区域	50	80	-
56	2,204.48	1990	-	16	-	50	2F	準工業地域	60	200	-
57	1,839.63	1983	-	23	-	50	3F	第一種住居地域	60	200	-
58	1,854.01	1967	-	39	-	50	2F	準工業地域	60	200	-
59	1,706.03	1986	-	20	-	50	2F	工業地域	60	200	-
60	1,851.64	1978	-	28	-	50	3F	市街化調整区域	50	100	-
61	2,928.13	1977	-	29	-	50	3F	準工業地域	60	200	-
62	1,516.14	1983	-	23	-	50	2F	準住居地域	60	200	-
63	1,963.86	1979	-	27	-	50	2F	準工業地域	60	200	-
64	2,094.35	1987	-	19	-	50	2F	市街化調整区域	60	200	-
65	3,361.38	1982	-	24	-	50	2F	準工業地域	60	200	-
66	1,723.50	1986	-	20	-	50	2F	工業専用地域	60	200	-
67	1,973.21	1989	-	17	-	50	1F	市街化調整区域	60	200	-
68	1,955.00	1986	-	20	-	50	2F	市街化調整区域	70	200	-
69	3,366.37	1993	-	13	-	50	3F	準工業地域	60	200	-
70	2,065.84	1992	-	14	-	50	2F	第一種住居地域	60	200	-
71	2,013.34	1973	-	33	-	50	2F	市街化調整区域	60	200	-
72	2,174.59	1973	-	33	-	50	2F	準工業地域	60	200	-
73	1,794.29	1973	-	33	-	50	2F	準工業地域	60	200	-
74	938.12	1987	-	19	-	50	2F	市街化調整区域	60	200	-
75	1,609.20	1997	-	9	-	50	2F	第二種住居地域	60	200	-
76	2,710.78	1987	-	19	-	50	3F	準住居地域	60	200	-
77	2,432.57	1974	-	32	-	50	2F	準工業地域	60	200	-
78	1,762.10	1995	-	11	-	38	1F	市街化調整区域	70	200	-
79	2,180.25	1974	-	32	-	50	2F	非線引区域	60	200	-
80	2,104.07	1978	-	28	-	50	3F	非線引区域	70	400	-
81	1,857.42	1979	-	27	-	50	2F	第一種住居地域	60	200	-
82	2,348.20	1992	-	14	-	50	2F	市街化調整区域	60	200	-
83	2,229.09	1987	-	19	-	50	3F	市街化調整区域	70	200	-
84	2,025.07	1989	-	17	-	50	2F	第一種住居地域	60	200	-
85	2,196.84	1989	-	17	-	50	2F	市街化調整区域	70	400	-
86	1,569.12	1989	-	17	-	50	2F	非線引区域	70	200	-
87	1,608.48	1995	-	11	-	50	2F	市街化調整区域	70	200	-
88	1,790.76	1996	-	10	-	50	2F	市街化調整区域	70	200	-
89	1,612.84	1987	-	19	-	50	2F	非線引区域	70	200	-
90	1,441.50	1991	-	15	-	50	2F	市街化調整区域	60	200	-
91	2,117.65	1978	-	28	-	50	2F	市街化調整区域	60	200	-
92	1,346.76	1971	-	35	-	50	2F	非線引区域	70	200	-
93	1,588.04	1984	-	22	-	50	2F	市街化調整区域	60	100	-
94	444.90	1989	-	17	-	50	1F	市街化調整区域	70	200	-
95	3,917.55	1973	-	33	-	50	3F	準工業地域	60	200	-
96	2,658.35	1973	-	33	-	50	2F	準工業地域	60	200	-
97	2,560.49	1979	-	27	-	50	2F	都計区域外	-	-	-
98	1,518.15	1973	-	33	-	50	1F	非線引区域	70	400	-
99	1,864.63	1980	-	26	-	50	2F	非線引区域	70	200	-
100	1,355.25	1982	-	24	-	50	2F	準工業地域	60	200	-
101	1,290.67	1999	-	7	-	50	2F	市街化調整区域	60	200	-
102	2,342.30	1987	-	19	-	50	2F	第二種住居地域	60	200	-
103	4,784.21	1964	-	42	-	50	地上10F、地下3F建ての一部を区分所有	商業地域	80	700	-
104	2,773.62	2001	-	5	-	50	地上6F、地下1F建ての一部を区分所有	商業地域	80	600	-
105	1,359.72	1988	-	18	-	38	3F	商業地域	80	700	-
106	5,601.10	1990	-	16	-	50	3F	準工業地域	60	400	-
107	4,839.73	1964	-	42	-	50	3F	商業地域	80	700	-

No.	合築等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣接庁舎名	耐震
		計	土地	建物	その他					
1	-	111	-	111	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
2	-	65	-	65	-	8	1	1(高速道路事業)	-	-
3	-	331	-	331	-	35	1	1(高速道路事業)	-	-
4	-	71	-	71	-	10	1	1(高速道路事業)	-	-
5	-	191	-	191	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
6	-	194	-	194	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
7	-	62	-	62	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
8	-	64	-	64	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
9	-	84	-	84	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
10	-	61	-	61	-	23	1	1(高速道路事業)	-	-
11	-	55	-	55	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
12	-	74	-	74	-	27	1	1(高速道路事業)	-	-
13	-	82	-	82	-	45	1	1(高速道路事業)	-	-
14	-	49	-	49	-	45	1	1(高速道路事業)	-	-
15	-	69	-	69	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
16	-	129	-	129	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
17	-	97	-	97	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
18	-	103	-	103	-	40	1	1(高速道路事業)	-	-
19	-	119	-	119	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
20	-	118	-	118	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
21	-	168	-	168	-	28	1	1(高速道路事業)	-	-
22	-	104	-	104	-	23	1	1(高速道路事業)	-	-
23	-	171	-	171	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
24	-	76	-	76	-	32	1	1(高速道路事業)	-	-
25	-	90	-	90	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
26	-	147	-	147	-	110	1	1(高速道路事業)	-	-
27	-	52	-	52	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
28	-	103	-	103	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
29	-	65	-	65	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
30	-	84	-	84	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
31	-	93	-	93	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
32	-	39	-	39	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
33	-	182	-	182	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
34	-	142	-	142	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
35	-	75	-	75	-	30	1	1(高速道路事業)	-	-
36	-	152	-	152	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
37	-	48	-	48	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
38	-	23	-	23	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
39	-	99	-	99	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
40	-	125	-	125	-	39	1	1(高速道路事業)	-	-
41	-	148	-	148	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
42	-	45	-	45	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
43	-	226	-	226	-	85	1	1(高速道路事業)	-	-
44	-	83	-	83	-	77	1	1(高速道路事業)	-	-
45	-	78	-	78	-	35	1	1(高速道路事業)	-	-
46	-	98	-	98	-	38	1	1(高速道路事業)	-	-
47	-	85	-	85	-	48	1	1(高速道路事業)	-	-
48	-	97	-	97	-	44	1	1(高速道路事業)	-	-
49	-	201	-	201	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
50	-	55	-	55	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
51	-	79	-	79	-	62	1	1(高速道路事業)	-	-
52	-	101	-	101	-	34	1	1(高速道路事業)	-	-
53	-	72	-	72	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-

No.	合築等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣接庁舎名	耐震
		計	土地	建物	その他					
54	-	56	-	56	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
55	-	269	-	269	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
56	-	146	-	146	-	85	1	1(高速道路事業)	-	-
57	-	93	-	93	-	65	1	1(高速道路事業)	-	-
58	-	215	-	215	-	125	1	1(高速道路事業)	-	-
59	-	109	-	109	-	50	1	1(高速道路事業)	-	-
60	-	118	-	118	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
61	-	120	-	120	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
62	-	74	-	74	-	53	1	1(高速道路事業)	-	-
63	-	84	-	84	-	46	1	1(高速道路事業)	-	-
64	-	124	-	124	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
65	-	107	-	107	-	135	1	1(高速道路事業)	-	-
66	-	74	-	74	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
67	-	101	-	101	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
68	-	80	-	80	-	57	1	1(高速道路事業)	-	-
69	-	152	-	152	-	110	1	1(高速道路事業)	-	-
70	-	116	-	116	-	160	1	1(高速道路事業)	-	-
71	-	45	-	45	-	47	1	1(高速道路事業)	-	-
72	-	62	-	62	-	34	1	1(高速道路事業)	-	-
73	-	41	-	41	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
74	-	53	-	53	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
75	-	122	-	122	-	94	1	1(高速道路事業)	-	-
76	-	108	-	108	-	95	1	1(高速道路事業)	-	-
77	-	64	-	64	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
78	-	150	-	150	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
79	-	50	-	50	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
80	-	57	-	57	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
81	-	57	-	57	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
82	-	122	-	122	-	58	1	1(高速道路事業)	-	-
83	-	86	-	86	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
84	-	87	-	87	-	49	1	1(高速道路事業)	-	-
85	-	97	-	97	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
86	-	66	-	66	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
87	-	110	-	110	-	48	1	1(高速道路事業)	-	-
88	-	136	-	136	-	60	1	1(高速道路事業)	-	-
89	-	89	-	89	-	42	1	1(高速道路事業)	-	-
90	-	81	-	81	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
91	-	70	-	70	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
92	-	51	-	51	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
93	-	56	-	56	-	38	1	1(高速道路事業)	-	-
94	-	19	-	19	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
95	-	89	-	89	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
96	-	77	-	77	-	62	1	1(高速道路事業)	-	-
97	-	88	-	88	-	19	1	1(高速道路事業)	-	-
98	-	30	-	30	-	40	1	1(高速道路事業)	-	-
99	-	57	-	57	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
100	-	79	-	79	-	66	1	1(高速道路事業)	-	-
101	-	99	-	99	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
102	-	93	-	93	-	67	1	1(高速道路事業)	-	-
103	-	173	-	173	-	1,250	1	1(高速道路事業)	-	-
104	-	338	-	338	-	470	1	1(高速道路事業)	-	-
105	-	73	-	73	-	1,120	1	1(高速道路事業)	-	-
106	-	475	-	475	-	360	1	1(高速道路事業)	-	-
107	-	53	-	53	-	2,190	1	1(高速道路事業)	-	-

No.	合築等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣接庁舎名	耐震
		計	土地	建物	その他					
108	-	1,215	-	1,215	-	190	1	1(高速道路事業)	-	-
109	-	257	-	257	-	140	1	1(高速道路事業)	-	-
110	-	101	-	101	-	115	1	1(高速道路事業)	-	-
111	-	401	-	401	-	240	1	1(高速道路事業)	-	-
112	-	410	-	410	-	70	1	1(高速道路事業)	-	-
113	-	152	-	152	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
114	-	230	-	230	-	56	1	1(高速道路事業)	-	-
115	-	199	-	199	-	63	1	1(高速道路事業)	-	-
116	-	88	-	88	-	-	1	1(高速道路事業)	-	-
117	-	189	-	189	-	62	1	1(高速道路事業)	-	-
118	-	269,961	-	269,961	-	-	9	1(高速道路事業及び鉄道事業)	-	-
119	-	7,988,394	7,988,394	-	-	-	9	1(高速道路事業及び鉄道事業)	-	-
120	-	29,134,734	-	-	29,134,734	-	9	1(高速道路事業及び鉄道事業)	-	-

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

(別紙3)

法人名	独) 日本高速道路保有・債務返済機構		府省名	国土交通省	
NO.	1~117	施設名	建物(管理事務所)	用途	1(高速道路事業資産)
<p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 管理事務所は、道路の維持管理に必要な施設であり、売却等の予定はない。</p>					
<p>売却する場合、売却予定時期 : -</p>					
<p>自らが保有が必要不可欠な理由 当機構が保有している管理事務所は、高速道路に係る道路資産を構成し、各高速道路会社へ一体として貸し付けている事業用資産であり、引き続き当機構が保有する必要がある。</p>					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

(別紙3)

法人名	独) 日本高速道路保有・債務返済機構		府省名	国土交通省
NO.	118	施設名	その他の建物(休憩施設内のトイレ、鉄道機器室等)	用途 9(高速道路事業資産及び鉄道事業資産)
<p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>高速道路休憩施設内(SA・PA)のトイレ、鉄道機器室等の建物は、高速道路事業又は鉄道事業に必要な施設であり、売却等の予定はない。</p> <p>なお、道路関係四公団の民営化に際し、宿舍、保養所等の不用資産の処分を進めたところであり、民営化時(H17.10)までに処分が完了しなかった残件については、各高速会社に承継し、会社で処分を進めることとしたため、機構は、宿舍、保養所等の資産は保有していない。</p>				
売却する場合、売却予定時期 : -				
<p>自らが保有が必要不可欠な理由</p> <p>当機構が保有している休憩施設内(SA・PA)のトイレ、鉄道機器室等の建物は、高速道路に係る道路資産又は鉄道資産を構成し、各高速道路会社へ一体として貸し付けている事業用資産又は有償で鉄道事業者に利用させる事業用資産であり、引き続き当機構が保有する必要がある。</p>				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

(別紙3)

法人名	独) 日本高速道路保有・債務返済機構		府省名	国土交通省
NO.	119	施設名	土地(高速道路敷地等)	用途 9(高速道路事業資産及び鉄道事業資産)
<p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 機構が保有している土地は、高速道路事業又は鉄道事業の用に供する土地であり、売却等の予定はない。</p>				
<p>売却する場合、売却予定時期 : -</p>				
<p>自らが保有が必要不可欠な理由 当機構が保有している土地は、高速道路に係る道路資産又は鉄道資産を構成し、各高速道路会社へ一体として貸し付けている事業用資産又は有償で鉄道事業者を利用させる事業用資産であり、引き続き当機構が保有する必要がある。</p>				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

(別紙3)

法人名	独) 日本高速道路保有・債務返済機構		府省名	国土交通省
NO.	120	施設名	構築物(土工、トンネル、橋梁等)	用途 9(高速道路事業資産及び鉄道事業資産)
<p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 土工、トンネル、橋梁等の構築物は、高速道路事業又は鉄道事業の用に供する構造物であることから、売却等の予定はない。</p>				
<p>売却する場合、売却予定時期 : -</p>				
<p>自らが保有が必要不可欠な理由 当機構が保有している土工、トンネル、橋梁等の構築物は、高速道路に係る道路資産又は鉄道資産を構成し、各高速道路会社へ一体として貸し付けている事業用資産又は有償で鉄道事業者を利用させる事業用資産であり、引き続き当機構が保有する必要がある。</p>				

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

(別紙3)

法人名	独) 日本高速道路保有・債務返済機構	府省名	国土交通省				
金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)							
A	合計	: 386,437 百万円	<table border="0"> <tr> <td>内 貸付金</td> <td>: 60,988 百万円</td> </tr> <tr> <td>内 割賦債権</td> <td>: 35,417 百万円</td> </tr> </table>	内 貸付金	: 60,988 百万円	内 割賦債権	: 35,417 百万円
内 貸付金	: 60,988 百万円						
内 割賦債権	: 35,417 百万円						
B	現金及び預金	: 96,402 百万円					
C	有価証券	: 0 百万円					
D	受取手形(短期貸付金)	: 22,117 百万円	...内 貸付金 : 22,117 百万円				
E	売掛金	: 198,404 百万円	...内 割賦債権 : 10,755 百万円				
F	投資有価証券	: 5,981 百万円					
G	関係会社	: 0 百万円	... 関係会社株式				
H	関係会社	: 0 百万円	... その他の関係会社有価証券				
I	長期貸付金	: 38,871 百万円	... J・K以外の長期貸付金				
J	長期貸付金	: 0 百万円	... 役員又は職員に対するもの				
K	長期貸付金	: 0 百万円	... 関係法人に対するもの				
L	破綻債権等	: 0 百万円	<table border="0"> <tr> <td>内 貸付金</td> <td>: 0 百万円</td> </tr> <tr> <td>内 割賦債権</td> <td>: 0 百万円</td> </tr> </table>	内 貸付金	: 0 百万円	内 割賦債権	: 0 百万円
内 貸付金	: 0 百万円						
内 割賦債権	: 0 百万円						
M	積立金	: 0 百万円					
N	出資金(長期割賦債権)	: 24,662 百万円	...内 割賦債権 : 24,662 百万円				
<p>A~Nの各項目については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成17年6月29日改訂)における次の各項目に対応させるものとする。また、D・Eについて、引当金控除後ベースとする。 A: B~Lの合計値 / B: 「第9 流動資産」(1) / C: 同(2) / D: 同(3) / E: 同(4) F: 「第13 投資その他資産」(1) G: 同(2) / H: 同(3) / I: 同(4) / J: 同(5) / K: 同(6) / L: 同(7) / M及びN: 同(12)</p>							
B 「現金及び預金」: 現金及び預金と敷金保証金を計上。							
D 「受取手形(短期貸付金)」: 貸付金のうち、返済日が1年以内に到来するものを計上。							
E 「売掛金」: 平成18年3月分の道路資産貸付料収入及び国へ引き継いだ(旧)一般有料道路にかかる割賦金で1年以内に回収される元金等を計上。							
F 「投資有価証券」: 本四鉄道施設の将来的な大規模修繕に備えるための鉄道施設管理引当金の資金運用のために保有している国債であり、満期保有目的で所有しているものを計上。							
I 「長期貸付金」: 首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)の道路の新設、改築に要する費用の一部に充てるべきものとして、機構が国及び地方公共団体から出資金を受け入れ、会社に対して無利子で貸付を行っている無利子貸付金及び国から無利子借入した社会資本整備事業資金に係る開発I C事業等を行う開発者への無利子貸付金を計上。							
N 「出資金(長期割賦債権)」: 国へ引き継いだ(旧)一般有料道路に係る割賦金等で、1年を超えて回収される元金等を計上。							

法人名	独) 日本高速道路保有・債務返済機構	府省名	国土交通省
<p>受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受取手形(短期貸付金)(D:22,117百万円)は、貸付金のうち返済日が1年以内に到来するものである。なお、貸付金は、日本高速道路保有・債務返済機構法第12条に法定された、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)の道路の新設若しくは改築に要する費用の一部に充てるべきものとして機構が国及び地方公共団体から出資金を受け入れ、会社に対して無利子貸付を行った無利子貸付金及び国から無利子借入した社会資本整備事業資金に係る開発IC事業等を行う開発者への無利子貸付金である。 ・売掛金(E:198,404百万円)は、機構と高速道路会社の協定により翌月の支払いとしている道路資産貸付料の平成18年3月分及び国へ引き継いだ(旧)一般有料道路にかかる割賦金で1年以内に回収される元金等である。 			
<p>不良化している債権(L)の早期処分の方向性</p> <p>該当なし</p>			
<p>既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性</p> <p>既存の貸付金・割賦債権は、以下のとおりであり、売却・証券化等検討の対象となるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金(60,988百万円)は、日本高速道路保有・債務返済機構法第12条に法定された、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)の道路の新設若しくは改築に要する費用の一部に充てるべきものとして機構が国及び地方公共団体から出資金を受け入れ、会社に対して無利子貸付を行った無利子貸付金及び国から無利子借入した社会資本整備事業資金に係る開発IC事業等を行う開発者への無利子貸付金である。 ・割賦債権(35,417百万円)は、国へ引き継いだ(旧)一般有料道路に係る割賦金等である。 			
<p>政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性</p> <p>現金及び預金(B:96,402百万円)は、平成18年度中の債務返済(約4兆円)等の支出に充てるため保有しているものであり、政策目標に比して過大と考えられる金融資産はないが、引き続き、キャッシュフローの適切な管理により、金融資産の適正な水準の確保に努める。</p>			

	(機構設立時)	(建設投資期間)	(建設投資終了後)	(45年目)
貸借対照表	<p>負債(未払金、見返り債務等除く)及び資本金が償還対象額となります。</p>	<p>会社から資産と債務の新規引受けが行われる一方、道路資産については減価償却が進み負債については返済が進みます。損益計算書の当期利益と減価償却費(非現金項目)に相当する額は借入金の返済に充てられますので、貸借対照表ではその額だけ負債が減っていきます。また、当期利益の額だけの利益剰余金が増えていきます。</p>	<p>会社からの新たな資産と債務の引受けが発生せず、減価償却と負債の返済が進む一方、利益剰余金が積み上がってきます。</p>	<p>45年後には減価償却後の道路資産に見合う剰余金が積み立てられ、資本金に見合う現金が残ります。</p>
損益計算書		<p>収入から金利(財務費用)や減価償却費(道路資産貸付業務費)等の費用を差し引いた額が当期利益になります。</p>		

機構業務に係る国際比較 (高速道路)

国名	日本	フランス	イタリア	アメリカ	ドイツ	イギリス
高速道路の整備形態(注1)	有料型(高速道路の保有者である国等と高速道路会社が契約を締結し、会社が道路の建設、維持、修繕、通行料金の徴収を行うタイプ)			一部有料型	無料型(利用者から通行料金は徴収せず、投資原資を税金に求める公共事業として実施するタイプ)	
高速道路名称(注2)	高速自動車国道	Autoroute	Autostrada	Interstate Highway	Autobahnen	Trunk Motorways
本来管理者	国	国	国	国	国	国
機構の業務を実施する機関	-	設備・交通省	インフラ省・イタリア道路庁	各州政府	各州政府	交通省・道路庁(イングランドの場合)
機構法に基づく権限の所在等						
高速道路の保有	機構は協定期間中、高速道路会社に道路資産を貸付け、期間終了後本来管理者に引き継ぐ	国は契約期間中、高速道路会社に道路資産を貸付け	国は契約期間中、高速道路会社に道路資産を貸付け	国 (一部、公社・コンセッション契約による有料あり)	国	国
道路管理者権限	公権力の行使(通行止、特車許可等)として行うものは機構(国土交通省の監督のもと、事実行為として行い得るものは会社)	通行規制は、地方長官が判断し、警察に委託(設備・交通省の監督のもと、会社で行うものはコンセッション契約に基づき、会社が実施)	インフラ省・イタリア道路庁が特車許可(イタリア道路庁の監督のもと、会社で行うものは、コンセッション契約に基づき、会社が実施)	国 (一部、公社・コンセッション契約による有料あり)	国	国
債務の返済	債務は、機構と会社が結ぶ協定に基づき、料金を原資とする貸付料により機構が返済する。	交通量の少ない高速道路には建設に補助金が投入されている。国からの資金は、国土整備税等で一部回収される。契約期間内の投資は会社が収益から返済する。	事業費の50%の範囲で補助金が投入されている。国からの資金は、コンセッション料の支払いを通して一部回収される。契約期間内の投資は会社が収益から返済する。	なし (有料道路では、各企業体)	なし	なし
(参考)開通延長等	約7,400km (2005年)	約10,800km (2005年)	約6,500km (2002年)	約260,900km (2004年)	約12,200km (2005年)	約3,500km (2004年)
うち有料道路 (機構関連業務相当)	約7,400km (100%)	約8,200km (76%)	約5,600km (87%)	約7,400km (3%)	原則無料	原則無料

注1 整備形態は主な形態で分類

注2 わが国の高速国道に類似したものを抽出

機構業務に係る国際比較(鉄道)

国名	日本	デンマーク スウェーデン	香港
事業名称(注)	本四備讃線	オーレスンド・リンク	ランタウ・リンク
機構の業務を実施する機関		Oresundsbro konsortiet (両国政府が設立した特殊法人)	香港政庁 (路政署)
鉄道事業者	JR西日本・JR四国	両国の国有鉄道	MTRCL(香港地下鐵路有限公司)
鉄道事業者の施設利用	協定に基づき、有償で利用	有償で利用	—
鉄道施設の保有	機構(機構存続期間中)	Oresundsbro konsortietが保有 (債務返済完了の2035年まで)	香港政庁 (路政署)
鉄道施設の管理	利用料により管理 (本四会社へ管理委託)	利用料により Oresundsbrokonsortietが管理	香港政庁 (路政署)
債務の返済	返済済み	利用料により Oresundsbrokonsortietが返済	-
(参考)路線延長等	32.4km (1988年)	約38km (2000年)	約35km (1998年)
うち当該事業区間 (機構関連業務相当)	同上(100%)	同上(100%)	同上(100%)

注 道路鉄道併用構造(上下)を抽出